

# 市川市立義務教育学校の設置に関する方針

## － 小中一貫教育の推進 －

令和元年 11 月 7 日

市川市教育委員会

### 1. はじめに

市川市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を教育の基本理念として、学びと育ちの連続性を大切にした教育を進めてきました。

学校においては、中学校ブロックを中心に、教職員や児童生徒の相互交流、授業公開等を通して、小中学校間の連携推進を図り、平成 27 年度には、義務教育 9 年間の教育を一貫して行う小中一貫校「塩浜学園」（平成 28 年度より義務教育学校）を開校し、小中一貫教育に関する研究を進めてきました。

また、平成 29 年告示の小・中学校学習指導要領では、義務教育 9 年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を求めており、小中学校間の円滑な接続と連携の重要性が改めて示されています。

このような中であって、塩浜学園では当初期待されていた教育効果が表れてきており、小中一貫教育の教育効果が明らかになっています。

このため、本市教育委員会は、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の設置に関する方針の策定について、市川市教育振興審議会に諮問を行い、設置の方向や学校運営の在り方等について、答申をいただきました。

本市では、この答申を尊重し、小中一貫教育の推進を図るため、次のとおり、義務教育学校の設置に関する方針を示します。

### 2. 基本的な考え方

#### (1) 小中一貫教育の推進

平成 18 年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められたとともに、平成 19 年には学校教育法が改正され、義務教育の目標規定が新設されました。

このことを踏まえ、市川市では教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取組等を進め、進学時のなめらかな接続と長期的な視野に立った教育の実現を図ってきました。

近年は、児童の抽象的な思考力が高まる小学校高学年において、指導の専門性の強化が課題となっており、専科指導の拡充等によって、中学校への接続を見据えた指導体制の充実が求められるなど、これまで以上に義務教育 9 年間を形成する小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ることが重要となっています。

このことから、市川市では小中一貫教育を一層推進します。

## (2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針

本市では、少子化の進展による学校の小規模化がもたらす学校運営上の課題を解消し、学校の教育条件の維持向上を図るために、平成 30 年 3 月に「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」を策定し、将来的な視野に立った学校規模の適正化の方向を示しました。

同方針では、小規模校に対して、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じ複合的に実施することとしており、「義務教育学校」の設置については、塩浜学園の成果を検証した上で具体的な方策を検討することとしています。

学校の教育条件の維持向上を量的な側面から推進する同方針に加え、塩浜学園の成果を踏まえて「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」を策定することは、教育の質的な側面から義務教育学校の教育条件の向上を図ることに繋がります。

## 3. 義務教育学校設置の方向

### (1) 塩浜学園における小中一貫教育研究

小中一貫教育のモデル校として開校した「塩浜学園」は、義務教育学校となつて 3 年が経過し、これまでの取組を踏まえて、成果と課題がまとめられました。

その結果、多くの保護者・教職員が「小中一貫教育は児童生徒の成長にとって効果がある」と捉えており、中学進学時に不登校や生徒指導上の諸問題につながる「中一ギャップ」の緩和や学力向上、自己肯定感の高まりなど、多面で高い効果が見られています。

また、教職員についても、子どもの発達に対する理解が深まることや、児童生徒の理解の深化に繋がることなど、指導上の効果も明らかになっています。

一方で、学校文化の異なる小中学校間の調整等に多くの時間を要している状況があり、教職員の多くが、学校運営に当たっては課題もあると捉えています。

## (2) 義務教育学校の設置

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を進める市川市では、義務教育学校の設置を推進します。

ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図ります。

なお、前述の「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」を踏まえ、学校規模の適正化が必要となる学校については、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とし、学校や地域の実情に合わせて設置の推進を図ります。

また、学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

### ○義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の教育課程の基準の特例

- ・義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）では、小中一貫教育の軸となる独自教科の新設や、学年及び小・中学校段階の指導内容の入れ替えや移行など、教育課程の特例を市の判断で定めることが出来るため、子どもの発達段階に即したカリキュラム編成を柔軟に行うことができます。

## 4. 義務教育学校設置に係る条件

「義務教育学校の設置」について、学校規模、通学区域、学校施設及び学校運営といったその設置の条件となる事柄について、次のとおり整理をしました。

既存の小・中学校から義務教育学校へ移行する場合においては、このことに十分に留意して進めます。

### (1) 学校規模について

義務教育学校の適正規模は、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」が示す小・中学校の適正規模（小・中学校共に概ね 12 学級から 18 学級）及び法令が定める標準（18 学級以上 27 学級以下）を勘案しつつ、義務教育学校の特性や地域の実態に応じて柔軟に捉えることとします。

具体的には、学校としての一体感を保ち、9 年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取組が十分に推進される規模とします。

### (2) 通学区域について

小・中学校の通学区域の不一致は、小中一貫教育の取組の効率や効果に影響を与えることから、義務教育学校では前・後期課程の通学区域を可能な限り一致させ、9 年間の学びを保障することが求められます。

このことから、小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を進めます。

ただし、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する場合は、児童生徒や保護者の小中一貫教育へのニーズが、当該校の通学区域外にもあることに留意して進めます。

### (3) 学校施設について

学校施設については、一体型校舎において連続性を大切にした教育が行われるべきところ、学校や地域の状況に応じて、当面は、隣接型又は分離型で運営することも考えられます。

この場合は、学校運営上の工夫によって、小中一貫教育の効果を高める取組を進めます。

#### ○義務教育学校の施設形態の区分

義務教育学校の施設形態は次のように区分されます。

- ・小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている「施設一体型」
- ・小学校の校舎と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている「施設隣接型」
- ・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている「施設分離型」

#### (4) 学校運営について

塩浜学園における小中一貫教育研究では、小中学校間で学校文化や授業時間、指導体制等が異なり、子どもの発達の差も大きいため、学校行事や施設の使用、異学年交流等を行う際には、小中学校間の調整が一つ一つ必要となり、そのために多くの時間を要する等、学校運営上の課題も明らかになっています。

このため、義務教育学校の設置にあたっては、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取組を進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援します。

具体的には、全国で見られる次のような先進事例を参考にしながら、学校の状況に応じて具体的な取組を進め、義務教育学校の学校運営を支援します。

##### ① 小中一貫教育を推進する学校への指導・支援の充実

- ・ 指導主事や外部有識者が、指導・助言及び先進事例の紹介を行う。
- ・ 学校の実践を支援するため、教育課程の研究開発を行う。
- ・ 小中一貫教育に関する教職員研修会等を実施する。
- ・ 小中一貫教育に取り組んでいる異なる学校の教職員による協議会等を開催する。

##### ② 小中一貫教育を推進する組織等の整備

- ・ 中学校区の体制整備を支援するため、校長を対象にした小中一貫教育研修会や先進事例を学ぶ研修会を実施する。
- ・ 中学校区内の意思決定や小中一貫教育推進に係る計画、立案、調整等を行う会議を開催する。
- ・ 全市的な取組を進めるため、教育委員会と学校が中心となって推進委員会等を設置する。
- ・ 学校への訪問体制や指導体制を充実させるため、小中一貫教育推進室等を設置する。
- ・ 中学校区の運営という視点から、各学校の校長に指導・助言を行う小中一貫教育アドバイザー等を配置する。
- ・ 中学校区内の実践を支援するため、中学校区担当指導主事を配置する。

##### ③ 小中一貫教育を推進する教育環境の充実

- ・ 中学校教員の乗り入れ授業を支援するため、小中一貫教育推進加配講師等を配置する。

- ・ 小中学校間の連携や調整の負担を軽減するため、小中一貫教育コーディネーター等を配置する。
- ・ 小中教職員間の協働体制を築くため、情報共有が図れる施設を整備する。
- ・ 施設分離型においては、学校間を移動する教員や児童生徒の移動手段、時間、安全性等を確保する取組を推進する。
- ・ 空間的な距離に伴うデメリットを軽減するため、校務支援システム等の情報ネットワーク環境を整備する。
- ・ 学校が小中一貫教育を進める根拠を明確にする条文を加えた学校管理規則等を整備する。
- ・ 小中一貫教育を進めている学校の取組の様子や成果等を広く周知するため、学校の広報や教育委員会の情報提供を充実させる。
- ・ 小中一貫教育の啓発用リーフレットを作成し、配布する。
- ・ 全市的な意識向上を図るため、市内一斉の「小中一貫交流の日」や「小中一貫デー」等を設定する。

## 5. 方針の実現を図るにあたって

既存の小・中学校からの移行にあたっては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え、合意形成を図りながら進めます。

また、そのことに必要な時間を十分に設け、義務教育 9 年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みの充実に努めます。

## 6. 本方針の見直し

学校教育を取り巻く環境の変化や義務教育学校設置に係る制度の改善等に対応するため、本方針は必要に応じて適宜見直しを行っていくものとします。